

（基本的な考え方について）

- 取引所取引による購入・販売電力料の織り込みの基本的な考え方として、各事業者とも過去の査定方針に沿ったシミュレーション※を行っている。ただし、算定に当たって**スポット市場の約定価格などの想定は事業者によって異なるが、どのような考え方が合理的か**。なお、沖縄エリアにおいては取引所取引が存在せず、沖縄電力は取引所取引を織り込んでいない。
※過去の査定方針においては、「原価算定期間における各月毎の代表日の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中及びバランス停止中のユニット毎の限界費用を売りと買いそれぞれについて算定した上で、過去実績の約定価格（365日×48コマ）とコマ毎にマッチングさせた場合の売り・買い入札に係る約定量、約定額及び利益額」を想定し、査定。
- 中国電力においては、購入電力料がマイナスの値となっている。自社電源の差し替え買いによる減額分を織り込んでいるため、との説明だが、そもそもこのような原価の積み上げが妥当か。

（スポット市場の約定価格について）

- 約定価格の想定方法が、**①直近1年の実績価格（北陸電力、中国電力）、②直近1年の実績価格+ α （四国電力）、③第3者のモデルによる想定価格（東北電力）、と事業者によって異なるが、どのような考え方が合理的か**。
- **東北電力においては、第3者（株式会社MPX）のモデルに基づく想定価格を採用し、過去実績より大幅に高く想定しているが、こうした想定は合理的と言えるか**。
- **四国電力においては、過去1年の実績価格をベースとしつつ、一部期間（2021年9～12月）について補正を行い、過去実績より高く想定しているが、こうした想定は合理的と言えるか**。

（限界費用について）

- 限界費用の考え方が、①申請に織り込んだ基準燃料価格（東北、北陸、四国）と、②直近1年の実績価格+ α （中国）、と事業者によって異なるが、どのような考え方が合理的か。

（総論）

- 量、価格の見積りに合理性があるか。

（量について）

- 多くのケースにおいて、現在の対象設備から原価算定期間内に固定買取期間が終了する分を除外することで設備容量（kW）を算出した上で、過去実績に基づく設備利用率を乗じることで電力量（kWh）を算出しており、こうした考え方自体は合理性があるのではないか。
- 他方、**設備利用率の過去実績の採録期間等は事業者や電源によって異なるが、どのような考え方が合理的か**。例えば、太陽光発電について、設備利用率の実績の採録期間を過去1年としている事業者（沖縄）もいれば、過去10年以上としている事業者（中国）もいるが、どのような採録期間が合理的か。

（価格について）

- FIT固定買取制度における実質的な負担額（回避可能費用）がスポット市場価格相当となるところ、取引所取引がない沖縄電力を除いては各エリアプライス、沖縄電力はシステムプライスを採用しており、こうした考え方自体は合理的ではないか。他方、**各エリアプライスとしてどのような価格を織り込んでいるかは精査すべきではないか**（取引所取引と同じ論点）。
- また、詳細な算定方法に関しては、事業者によって異なるが、どのような考え方が合理的か。例えば、**買取価格を算定する期間が、①コマ別（北陸（太陽光）、四国（太陽光））、②月間平均（東北、北陸（太陽光以外）、四国（太陽光以外））、③四半期平均（沖縄）、④年間平均（中国）と異なるが、どのような考え方が合理的か**。市場価格や発電電力量は季節によって異なることから、**少なくとも月単位程度の粒度で算定することが合理的ではないか**。
- また、太陽光に関しては発電する時間帯が日中に限られるところ、価格設定について、①8～16時コマの価格を採用（東北、中国）、②発電実績等に基づくカーブで補正（北陸、四国）、③特に考慮しない（沖縄）、と事業者によって考え方が異なるが、**どのような考え方が合理的か**。**少なくとも太陽光に関しては他の再エネと分けて算定することが合理的ではないか**。

容量拠出金および容量確保契約金額の扱いについて 主な論点

- 容量市場は、中長期的な供給力を確保することを目的として、発電事業者の投資回収の予見性を高め、再生可能エネルギーの主力電源化を実現するために必要な調整力を確保する仕組みとして2020年に創設された。
- 容量市場のメインオークションは実需給期間の4年前に行われることとされており、2024年度および2025年度向けのメインオークションは既に実施され、約定結果は電力広域的運営推進機関において公表されている。
- 料金算定規則において、容量拠出金および容量確保契約金額の扱いについて明示的には規定されていない中、今般の申請において、北陸電力、中国電力、四国電力の3社が、容量拠出金を購入電力料に、容量確保契約金額を販売電力料にそれぞれ織り込んでいる一方、東北電力はいずれも織り込んでいない。
- なお、東北電力によれば、料金算定規則に規定がない中、「当社が小売として支払う拠出金を含めた発電にとっての収入（確保金）は、相対契約に基づく取引価格の減額等を通じて還元されるため、原価には影響を与えない、という考えに基づき、織り込みをしていない」との説明があった。
- こうしたことを踏まえ、容量拠出金および容量確保契約金額の扱いについて、どのように考えるべきか。
- 容量拠出金は、すべての小売事業者が支払うことが求められる費用であることから、営業費の1つとして算定することが適当ではないか。容量確保契約金額は、発電事業者が容量確保契約に基づき受け取る対価であり、発電設備への投資関連費用について規制料金との二重回収が生じないようにするためにも、控除収益の1つとして算定することが適当ではないか。
- 今後、料金算定規則においても、容量拠出金および容量確保契約金額の扱いを明確化すべきではないか。

調整力公募・需給調整市場 主な論点

- 今後、調整力の調達に関する制度は変わっていく予定であり、まだ取引実績のない取引も存在する中で、どのように原価に織り込むことが適切か。
- 実績額を据え置いている事業者もいれば、一定の数量や単価を見積もっている事業者もいるが、どのような考え方が合理的か。

※調整力公募：23年度の公募結果に基づく実績値あり。（ただし、申請時点では結果が出ていなかった。）

ブラックスタート機能公募：25年度までの公募結果に基づく実績値あり。

三次調整力②：22年度まで実績値あり。

三次調整力①：22年度のみ実績値あり。

一次調整力・二次調整力①②：2024年度～開始されるため、実績なし。

- 調整力の提供による収入が調整力の調達に係るコストと整合しているかという観点から、託送料金に織り込まれている需給調整コストとの比較は参考になるのではないかと。そうした観点からすると、**各社とも、後年度にいくほど織り込んでいく販売電力料が需給調整コストに比べて小さくなっていくが、これは合理的と言えるか。**特に、**東北電力においては、24年度以降、調整力の提供による販売電力料が僅少になっているが、これは合理的と言えるか。**

※一般送配電事業者は調整力の調達に際して広域調達を行うため、あるエリアの一般送配電事業者の調整力調達に係るコストと、当該エリアの旧一般電気事業者の調整力提供による収入が、必ずしも一致するわけではない点に留意が必要。

非化石証書購入費 主な論点

- 証書の購入量および調達先の内訳（市場取引、相対取引）の見積もりは合理的か。
- また、市場取引、相対取引それぞれの取引価格の見積もりは合理的か。
- 購入量や購入価格の算定の大前提となる、**第2フェーズ（2023～2025年度）における中間目標値、激変緩和措置（グランドファザリング）や最低価格等については、現在資源エネルギー庁の審議会にて議論されている**ところであり、そうした**整理がなされた後、現在の織り込みと想定が異なる場合には、必要に応じて、再計算を求めるべきではないか。**

非化石証書 その他の論点

- 算定規則においては、営業費として非化石証書購入費を算定することが規定されている一方で、**控除収益として非化石証書販売収入を算定することは規定されていない**。今回の申請に際しても、**各社とも非化石証書販売収入については算定に織り込んでいない**。
- この背景には、非化石証書販売収入は「本来非化石電源の利用促進に充てるべき収入」であるとの考え方がある。一方で、**非化石電源投資関連費用について経過措置料金と非化石証書の双方からの二重回収が生じないよう留意することも求められている**。
- ついては、**設備投資関連費用を審査する際に、非化石証書販売収入との二重計上が行われていないか、確認する必要があるのではないか**。

算定規則（控除収益の算定）

第五条 事業者は、控除収益として、他社販売電源料（再生可能エネルギー電気特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気の料金を除く。第六条、第八条及び第二十条において同じ。）、託送収益（接続供給託送収益を除く。以下同じ。）、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第四表及び様式第二第五表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。

（補足）電気事業会計規則上、「非化石証書販売収益」は他社販売電源料に含まれない。

（参考）電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第二次中間取りまとめ

（非化石証書収入と経過措置料金との関係について）

非化石証書収入については、発電事業者において、非化石電源の利用の促進につなげることが望ましい。特例措置料金の算定において、発電部門における証書の収入を**控除収益として取り扱った場合、本来非化石電源の利用促進に充てるべき収入をもって料金原価を押し下げることになってしまう可能性がある**。

このため、料金算定規則等において、非化石電源の利用の促進が行われるよう必要な措置を講じることが考えられる。**なお、当該措置の検討にあたっては、非化石電源投資関連費用について特例措置料金と非化石証書の双方からの二重回収が生じないよう留意することとする**。

料金算定規則及び料金審査要領における規定

- 燃料費は、石炭、LNG、原油等の火力燃料費、核燃料費、新エネルギー等燃料費の合計額であり、供給計画等を基に算定した数量に、時価等を基に算定した単価を乗じて算定することとされている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

第二章 認可料金の算定

第一節 原価等の算定

（営業費の算定）

第三条

- 1 （略）
- 2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。
 - 一 （略）
 - 二 燃料費 火力燃料費（汽力燃料費及び内燃力燃料費をいう。）、核燃料費及び新エネルギー等燃料費の合計額であって、供給計画等を基に算定した数量に時価等を基に算定した単価を乗じて得た額
 - 三～十一 （略）

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第2節 営業費

2. 燃料費、購入電力料については、原価算定期間内に契約が満了するものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、燃料にあつては調達価格の指標（CIF価格やRIM価格等）や諸経費（輸送費及び管理費）の妥当性を確認するとともに共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。また、算定規則第19条又は第33条の規定に基づき、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合における燃料費については、数量及び単価の双方について査定を行う。

石炭燃料費の審査に係る主な論点 (1/2)

● 数量 (各燃料共通)

- 最も安い電源から稼働させるという「メリットオーダー」は徹底されているか。
- 発電単価の高い電源の稼働抑制のために、どのような取組が行われているか。
- 各電源の運転可能日数・計画停止日数・計画外停止日数や太陽光・風力等の変動電源の発電可能電力量について、供給計画や過去実績に基づき、適切な値を設定しているか。
 - 過去実績の平均を基に設定する際、適切な平均値算出方法 (加重平均の利用等)を用いているか。また、平均をとる際の参照期間は適切か。

● 単価

– 調達国別単価・調達国比率

- 調達国別単価について、効率化努力をどのように織り込んでいるか。他の電気事業者等の取組状況を踏まえた効率化努力を求めるべきではないか。
- 調達国比率について、効率化努力をどのように織り込んでいるか。より単価の低い国からの調達の拡大等、他の電気事業者等の取組状況を踏まえた効率化努力を求めるべきではないか。
- ロシアからの石炭輸入の代替を想定している事業者に関して、調達コストは増加することとなるが、代替調達先及び調達単価の想定は合理的か。より単価の低い国からの代替調達の実施等、効率化努力を求めるべきではないか。

石炭燃料費の審査に係る主な論点 (2/2)

● 単価 (続き)

－ 品位の違いによる価格補正

- 一部事業者が**品位 (瀝青炭・亜瀝青炭) の違いや、単位重量当たりの発生熱量の違い**に基づき単価を補正しているが、そのような**補正は合理的か**。
- 仮に単位重量当たりの発生熱量の違いを考慮するのであれば、低品位炭の受入拡大等、**単位熱量当たりの価格がより低い石炭の調達に向けた効率化努力を求め**るべきではないか。

－ 輸入船の航海日数の違いによる価格補正

- 一部事業者が**輸入船の航海日数の違いの推計**に基づき単価を補正しているが、運搬コストは事業者の立地以外にも、調達国や調達数量、専用船の有無など様々な要素に基づき事業者ごとに異なると見込まれるところ、そのような**補正は合理的か**。

LNG燃料費の審査に係る主な論点 (1/2)

● 数量（各燃料共通）

- 最も安い電源から稼働させるという「メリットオーダー」は徹底されているか。
- 発電単価の高い電源の稼働抑制のために、どのような取組が行われているか。
- 各電源の運転可能日数・計画停止日数・計画外停止日数や太陽光・風力等の変動電源の発電可能電力量について、供給計画や過去実績に基づき、適切な値を設定しているか。
 - 過去実績の平均を基に設定する際、適切な平均値算出方法（加重平均の利用等）を用いているか。また、平均をとる際の参照期間は適切か。

● 単価

– 全般

- 単価について、従前の査定では中長期契約（価格体系合意済）・中長期契約（価格体系未合意）・スポット契約の3類型ごとに価格を審査してきたが、今回もこの方法を踏襲することで良いか。
- ※次頁では当該方法を踏襲する場合の論点を記載。

LNG燃料費の審査に係る主な論点 (2/2)

● 単価 (続き)

– 中長期契約 (価格体系合意済)

- 中長期契約分の内、原価算定期間で価格体系合意済分については、契約に基づき適切な数量を計上しているか。
- 当該分の単価について、合意済の価格フォーミュラに基づき、適切に算出しているか。

– 中長期契約 (価格体系未合意)

- 中長期契約分の内、原価算定期間で契約更改を行うもの、又は新規に契約するものについて、適切な数量を計上しているか。
- 当該分の単価について、効率化努力をどのように織り込んでいるか。他の電気事業者等の取組状況を踏まえた効率化努力を求めるべきではないか。

– スポット契約

- スポット契約での調達予定分について、適切な数量を計上しているか。
- 当該分の単価について、①全日本通関価格のうちスポット相当分の推計値、②JKM価格と事業者によって考え方が異なるが、どのような考え方が合理的か。

石油燃料費の審査に係る主な論点

● 数量（各燃料共通）

- 最も安い電源から稼働させるという「メリットオーダー」は徹底されているか。
- 発電単価の高い電源の稼働抑制のために、どのような取組が行われているか。
- 各電源の運転可能日数・計画停止日数・計画外停止日数や太陽光・風力等の変動電源の発電可能電力量について、供給計画や過去実績に基づき、適切な値を設定しているか。
 - 過去実績の平均を基に設定する際、適切な平均値算出方法（加重平均の利用等）を用いているか。また、平均をとる際の参照期間は適切か。

● 単価

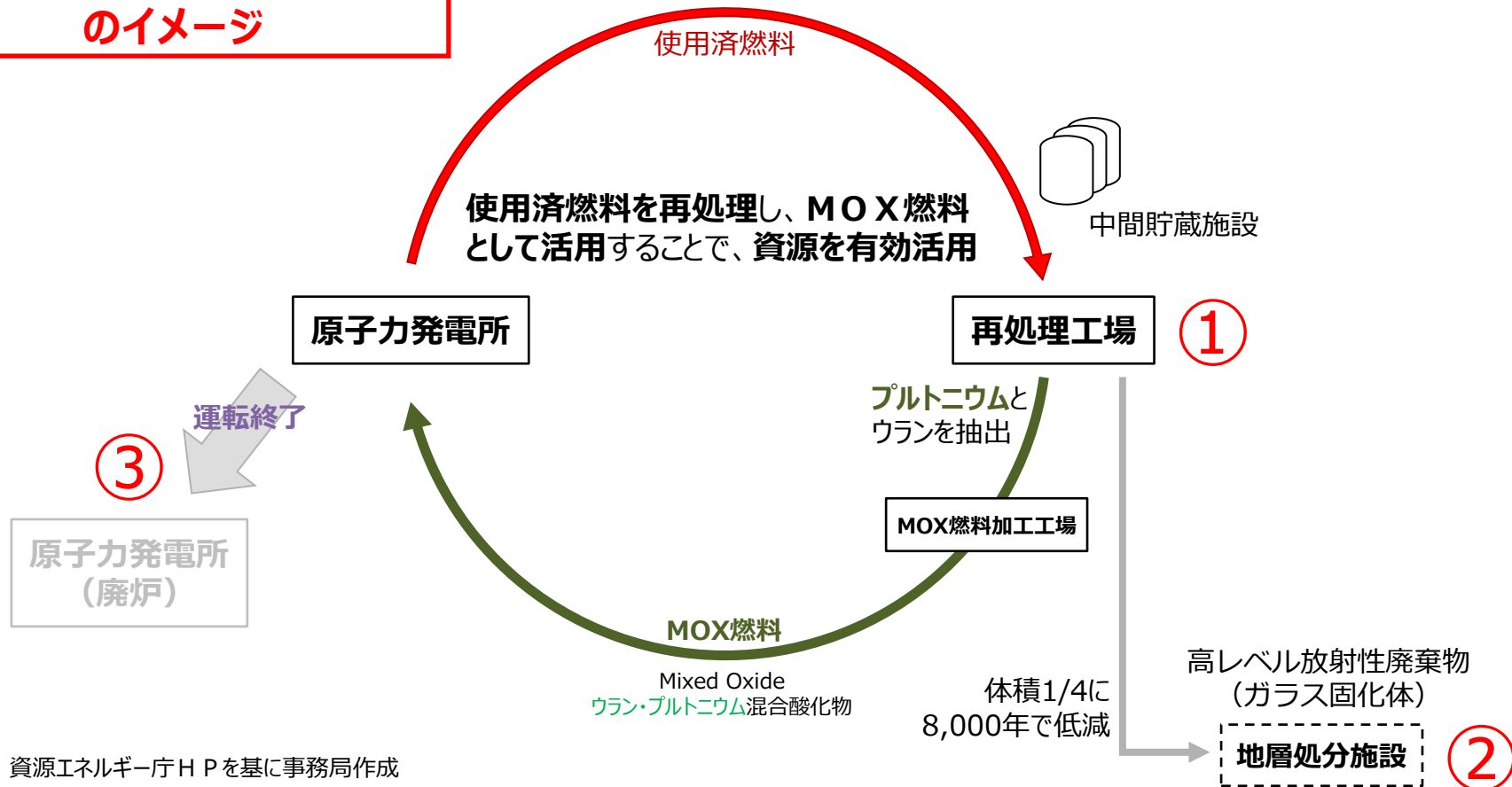
- どのように効率化努力を織り込んでいるか。更なる効率化努力を織り込む余地はないか。

原子力バックエンド費用の概要①

- ① 使用済燃料再処理等拠出金発電費・・・使用済燃料の再処理に係る費用
- ② 特定放射性廃棄物処分費・・・高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る費用
- ③ 原子力発電施設解体費・・・運転終了後の原子力発電所の解体に係る費用

原子力バックエンド費用 のイメージ

核燃料サイクルの仕組み



※出典：資源エネルギー庁HPを基に事務局作成

原子力バックエンド費用の概要②

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

第一節 原価等の算定

（営業費の算定）

第三条

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～二 （略）

三 **使用済燃料再処理等拠出金発電費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、**消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産除却費、**原子力発電施設解体費、**共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費及び社債発行費 **実績値及び供給計画等を基に算定した額**

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第1節 基本的考え方

1. 電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、寄付金及び団体費は原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価への算入を認めない。
2. 契約及び**法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認する。**
3. 資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行う。
4. 申請事業者の関係会社との取引に係る費用のうち、一般管理費等については、削減を求めることが困難であるものを除き、出資比率等を勘案し、申請事業者に求める効率化努力の水準と比較しつつ査定を行う。
5. 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役及び顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価への算入を認めない。
6. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

審査に係る主な論点

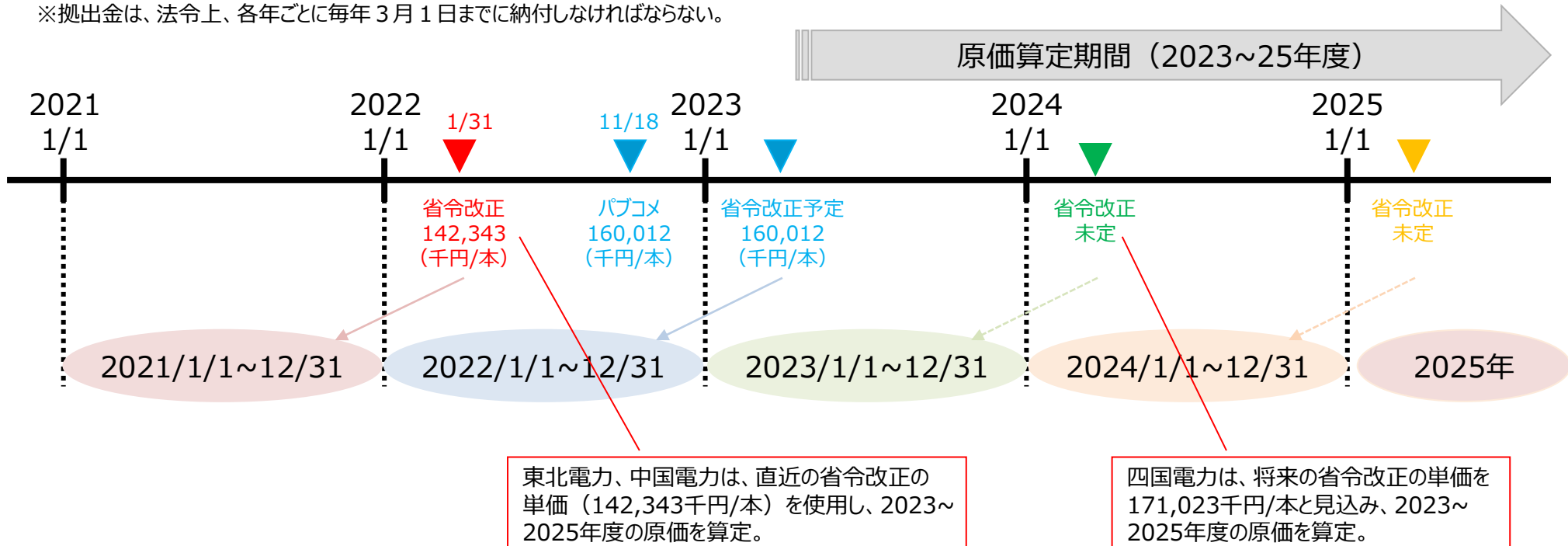
- 使用済燃料再処理等拠出金発電費については、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」及び供給計画等に基づき算定されることになるが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- なお、東北電力から、誤って使用済燃料発生量を過大に算定していた旨報告があったことから、修正を反映した料金原価に補正させることとする。

審査に係る主な論点

- 特定放射性廃棄物処分費については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」及び供給計画等に基づき算定されることになるが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- 前回の料金値上げ（2014年）では、申請時点における拠出金単価により算定し、審査期間中に拠出金単価が改定された場合には、当該拠出金単価を反映した料金原価としているが、今回も同じ考えで良いか。
- 四国電力は、将来の単価を見込んで料金原価を算定しているが、これをどう考えるか。

＜参考＞ 拠出金単価の確定時期と適用期間の関係

※拠出金は、法令上、各年ごとに毎年3月1日までに納付しなければならない。

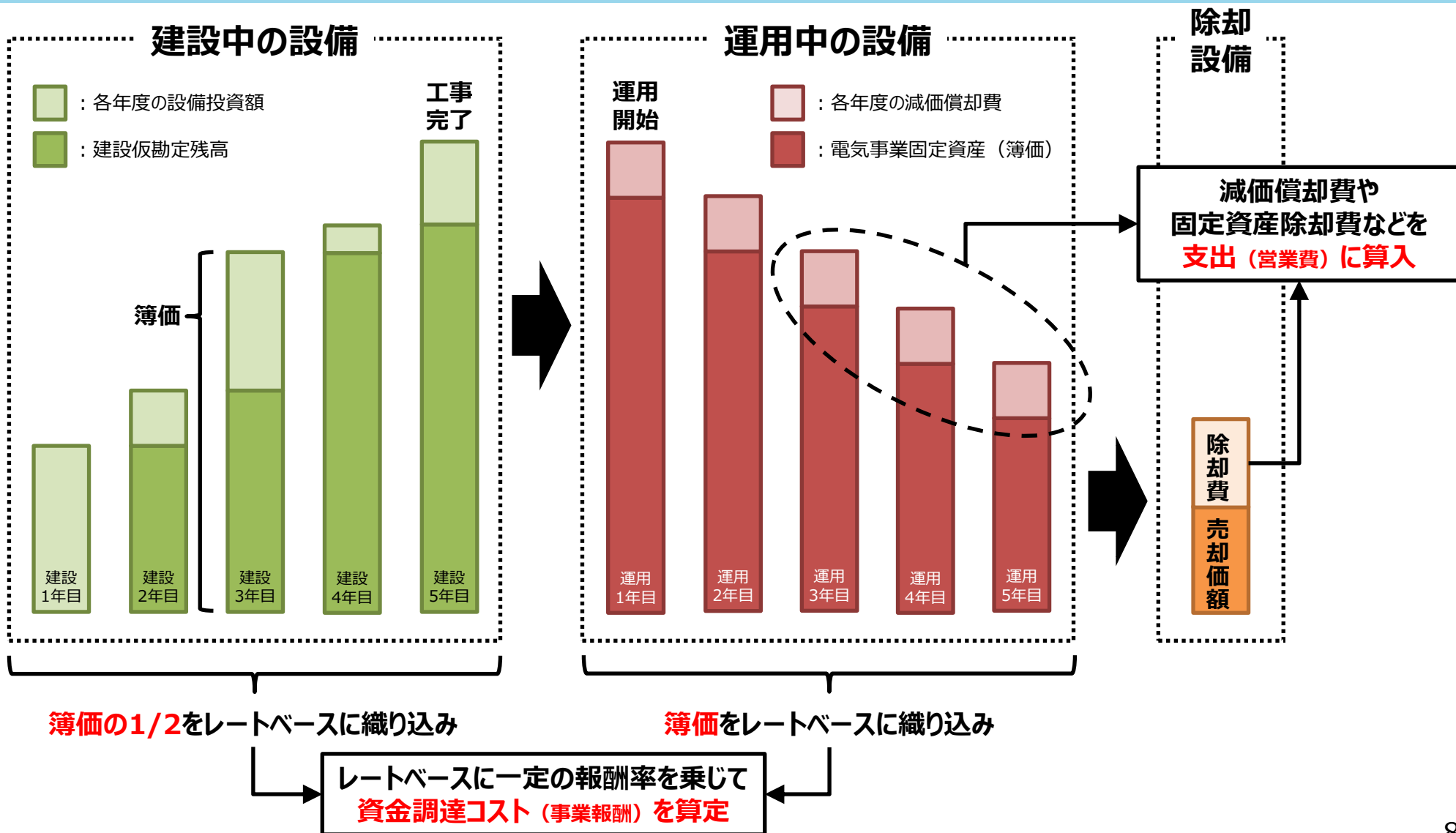


審査に係る主な論点

- 原子力発電施設解体費については、解体引当金省令等に基づいて算定されることになるが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- また、四国電力の説明によれば、四国電力は、物価上昇等による将来的な引き当て不足を回避するために、以下のとおり、エスカレーションを反映した料金原価を計上している。
 - ✓ 伊方1号機、2号機については、エスカレーションによる総見積額の上振れ分を算定し、解体引当金省令の枠外で、引当金に計上している。
 - ✓ 伊方3号機については、エスカレーションを踏まえた2022年度以降の解体費用の総見積額を算定し、当該数値を反映した料金原価を計上している。
- 前回の料金値上げ（2013年）では、申請時点で、解体費用の総見積額を基に引当金を算定し、審査期間中に新たな数値が確定した場合、当該数値を反映した料金原価としていたが、今回の四国電力のエスカレーションを反映した算定方法についてどう考えるか。

設備投資と料金原価の関係（イメージ）

- 「**料金原価 = ①支出（営業費） + ②資金調達コスト（事業報酬） - ③収入（控除収益）**」の関係であるところ、設備投資と料金原価の関係は、以下のとおり。



料金算定規則及び料金審査要領における規定

- 料金審査要領に基づき、真に不可欠な設備と認められない不使用設備等に係る減価償却費は、原価算入を認めない。また、固定資産除却費についても、金額・時期等の適正性を確認する。
- 著しく低稼働な設備に係る減価償却費等も、正当な理由がある場合（例：定期検査）を除き、原価算入を認めない。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第2節 営業費

1. ～3. (略)

4. 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）については、経営効率化を評価するに当たっては、事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは原価として認めるが、入札等を行わないものについては、申請事業者の調達価格や過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。火力発電所を新設・増設・リプレースする場合に入札を行わずに自社で建設する場合には、入札された場合に想定される価格低減効果等を基準に査定する。

減価償却費については、電気事業の運営にとって真に不可欠な設備と認められない不使用設備等に係るものについては、原価への算入を認めない。

固定資産除却費のうち、除却損については、除却物品の帳簿原価から減価償却累計額等を控除した額から当該除却物品の全部又は一部について適正な売却価額の見積額を控除することを前提に原価への算入を認める。また、除却費用については、除却に要する工事費等が適正であるかを確認する。この他、改良工事等に伴う除却費用は、改良工事等の時期が適正であるかを確認し、当該改良工事等の実施が適正な場合には、原価への算入を認める。

5. (略)

6. 他の事業者の同種の設備と比較して、著しく低い稼働率となっている設備に係る減価償却費等の営業費については、正当な理由がある場合を除き原価への算入を認めない。

設備投資に係る主な論点

- 設備投資について、需要想定・供給力と統合的な計画になっているか。特に、原価算定期間（2023～25年度）に織り込んだ設備投資の対象は、電気事業の運営にとって真に不可欠な設備であり、かつ、経済的な合理性があるものか。また、設備投資の実施時期は適正か。
- 非化石電源投資関連費用について、非化石証書の販売収入との二重計上が行われていないか。仮に、二重計上になっている場合、その理由に妥当性はあるか（※詳細は次ページ参照）。
- 減価償却費について、真に不可欠な設備のみ織り込まれており、かつ、定率法及び定額法により適正に算定されているか。また、著しく低稼働な設備に係る減価償却費が料金原価に織り込まれている場合、その理由は妥当か。
- 固定資産の除却について、実施時期は適正か（例えば、改良工事等に伴って除却が発生する場合、当該改良工事等の時期は適正か）。また、除却費用について、除却に要する工事費等は適正か。さらに、固定資産除却費のうち、除却損については、除却物品の売却価額の見積額等が適正か。

非化石証書の販売収入の取扱い

- 非化石証書の販売収入を設備投資額から控除しているかどうか各事業者を確認したところ、設備投資額から控除していなかった（※なお、沖縄電力は、原価算定期間に非化石証書の販売を予定していない。）。
- 上記の理由として、事業者からは、「再エネ電源への出資・投資等を含め、収益の用途が見通せない」といった回答があったところ。
- これを踏まえ、非化石証書の販売収入について、二重回収となるおそれがあるが、これをどのように考えるべきか。

事業報酬の位置づけ①

- 事業を継続的に実施するには、費用を適切に回収するのみならず、**資金を円滑に調達する必要がある**。電気事業においては、発電設備等の形成にあたり巨額の資金を要するが、事業者がこの**資金を調達するための費用を何らかの形で電気料金から回収できなければ**、資金調達に支障が生じるため**事業を継続することができなくなる**。
- 企業は、①銀行等からの借り入れや社債の発行による調達（他人資本）、②株式の発行等による調達（自己資本）のいずれかの手段により資金調達を行うところ、**銀行・社債等の債権者が期待する負債利子率や、株主が期待する利益率が見込まれる場合**、当該企業は**継続的かつ円滑に資金調達を実施することが可能**となる。
- そのため、電気事業法等の一部を改正する法律（改正法）附則で、これらの負債利子率等の適正水準に相当する額について、**「適正な利潤」（事業報酬）として電気料金から回収**することを認めている。
- その上で、**事業報酬は、レートベース（事業資産の価値）に、事業報酬率（債権者や株主が期待するリターン）を乗じることで算定**される。

【参考】電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則（抜粋）

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条 みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 **料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。**

二～四 （略）

3～8 （略）

事業報酬の位置づけ②

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（事業報酬の算定）

第四条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定（中略）しなければならない。

2 **電気事業報酬の額**は、（中略）**第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等（中略）に係る電気事業報酬の額を減じて得た額**とする。

一 **特定固定資産、建設中の資産、使用済燃料再処理関連加工仮勘定、核燃料資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産（以下「レートベース」という。）の額の合計額**に、第五項の規定により算定される**報酬率を乗じて得た額**

二 **レートベースであって一般送配電事業等に係るものの額の合計額**に第六項の規定により算定される**一般送配電事業の報酬率を乗じて得た額**

3 （略）

4 次の各号に掲げる**レートベースの額**は、（中略）それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一 **特定固定資産** 電気事業固定資産（共用固定資産、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金（貸方）を除く。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

二 **建設中の資産** 建設仮勘定の事業年度における平均帳簿価額（資産除去債務相当資産を除く。）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に百分の五十を乗じて得た額

三 **使用済燃料再処理関連加工仮勘定** 使用済燃料再処理関連加工仮勘定の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

四 **核燃料資産** 核燃料の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

五 **特定投資** 長期投資（エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を目的とした投資であって、電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに係るものに限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

六 **運転資本** 営業資本の額（前条第一項に掲げる営業費項目の額の合計額から、退職給与金のうちの引当金純増額、燃料費のうちの核燃料費（核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））に限る。）、諸費（排出クレジットの自社使用に係る償却額に限る。）、貸倒損のうちの引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費（リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却費のうちの除却損、原子力発電施設解体費のうちの資産除去債務純計上額、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却及び法人税等並びに次条に掲げる控除収益項目の額の合計額を控除して得た額に、十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）及び貯蔵品（火力燃料貯蔵品、新エネルギー等貯蔵品その他貯蔵品の年間払出額に、原則として十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）を基に算定した額

七 **繰延償却資産** 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

5 **報酬率**は、次の各号に掲げる方法により算定した**自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率**とする。

一 **自己資本報酬率** 全てのみなし小売電気事業者たる法人（当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。）を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率（全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率）を基に算定した率

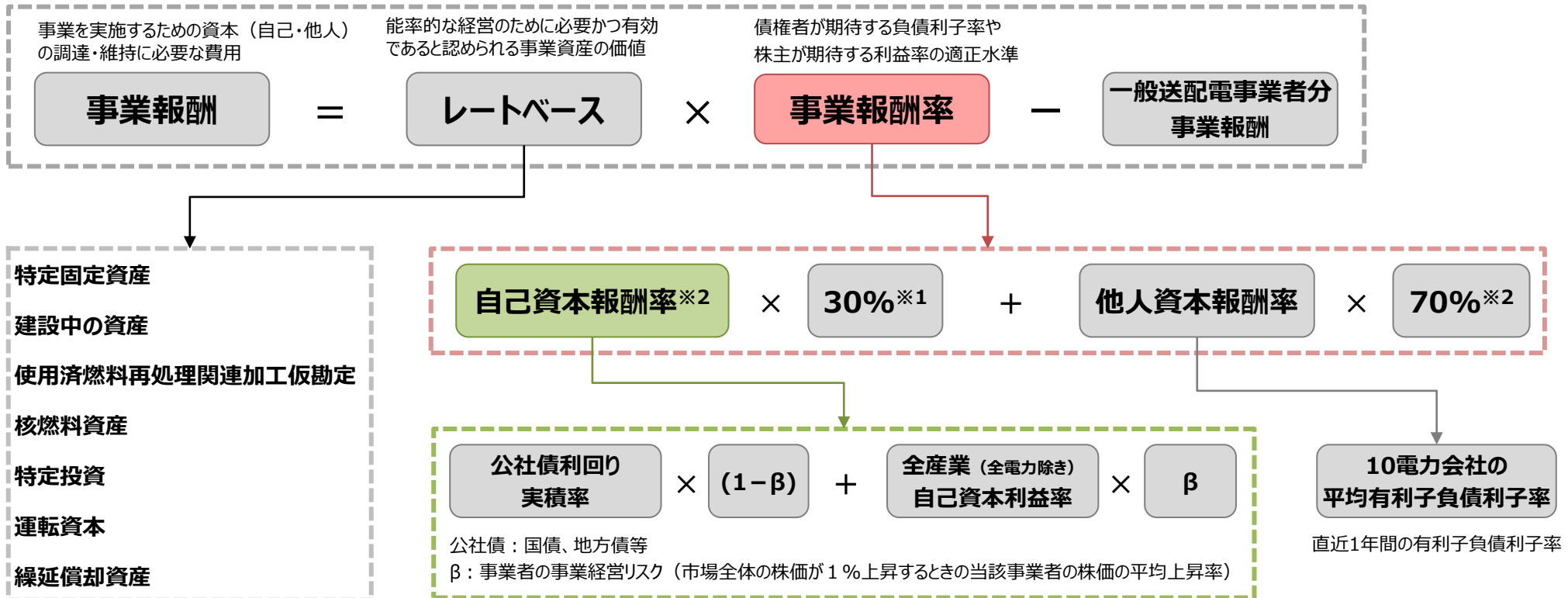
二 **他人資本報酬率** 全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率

6 一般送配電事業の報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した**自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率**とする。

一・二 （略）

事業報酬制度の概要

- かつては、支払利息・配当金額・利益準備金を積み上げることで、資金調達コストを算定していたが、事業者ごとの資本構成の差異等によってコスト水準に差が出る点などを考慮して、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる**事業資産の価値（レートベース）**に、**事業報酬率**を乗じることで**資金調達コストを算定する「事業報酬制度」**が、1960年に導入された。



※1：1995年の第30回料金制度部会において、電気事業における適正な自己資本比率が30%（＝総資本に占める他人資本は70%）とされたことを踏まえ、自己資本報酬率（利益率）と他人資本報酬率（負債利率）を30:70で加重平均することで算定。

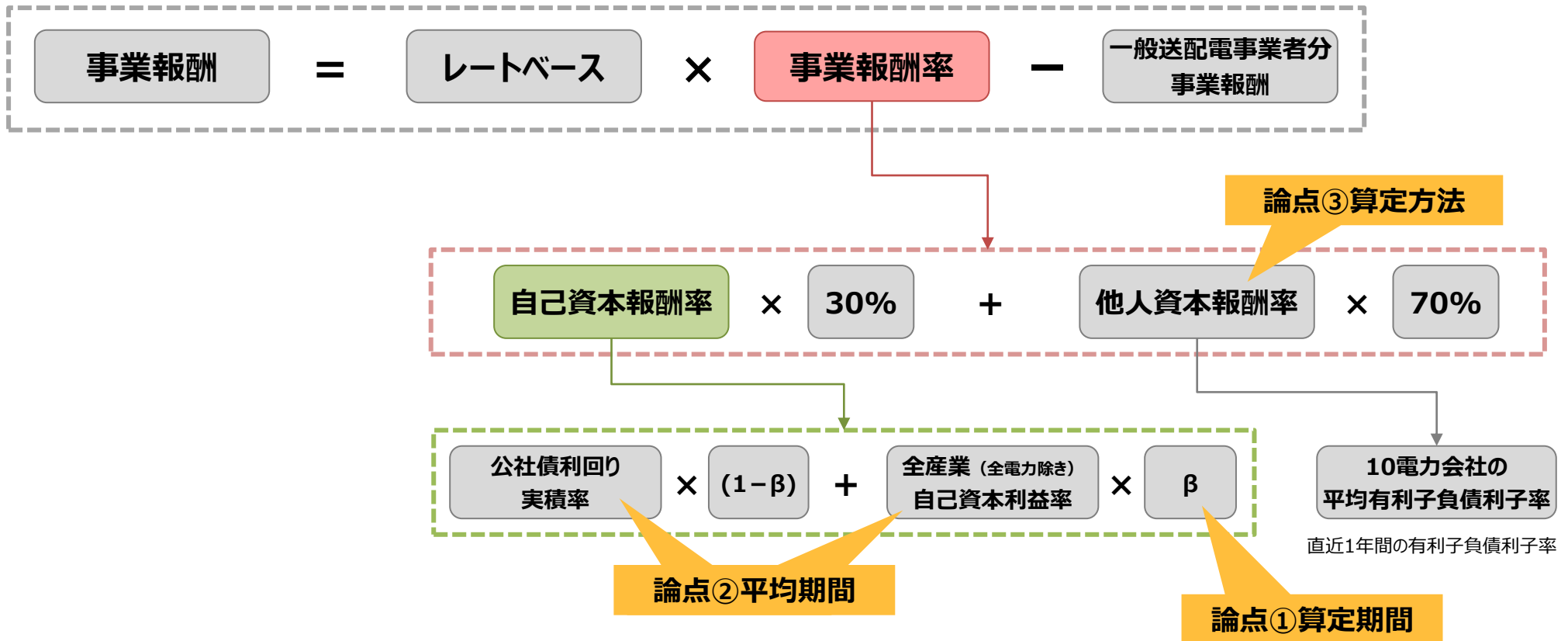
※2：みなし小売電気事業者の事業経営リスク（β値）を、株価を用いて分析した上で、「公社債利回り実績率」を下限、「全産業（全電力を除く）の自己資本利益率」を上限とし、当該事業者の事業経営リスクに見合った適正な自己資本報酬率（利益率）を算定。

レートベースに係る主な論点

- レートベースは、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値であり、**「特定固定資産、建設中の資産、使用済燃料再処理関連加工仮勘定、核燃料資産、特定投資、運転資本、繰延償却資産」の合計額**で表される。
- その上で、レートベースの各構成要素のうち、特に、**特定固定資産・建設中の資産**については、**電気事業の運営にとって真に不可欠な設備のみが織り込まれているか**、事務局において、**特別監査を通じて確認**していく。その際、例えば、以下の点は監査のポイントになり得るところ、その他に考慮すべき点はあるか。
 - ✓ 特定固定資産・建設中の資産に関し、**需要想定・供給力と整合的なもののみがレートベースに織り込まれているか**。
 - ✓ 安全対策工事中の原子力発電所など、**長期停止発電設備**をレートベースに織り込んでいる場合、当該発電設備の**将来の稼働の確実性**等を、事業者がどのように見積もっているか。また、当該発電設備を維持し続ける場合の**経済的な合理性**はあるか。
 - ✓ **著しく低稼働な設備**について、**低稼働となっている理由**は何か。
- なお、上記の特別監査を通じ、レートベースに織り込むことが不適切と判断された資産については、減価償却費等の費用についても、料金原価への算入を認めない。

事業報酬率に係る主な論点

- 事業報酬は、下記の計算式に基づいて算定される。
- その上で、事業報酬率について、①β値の算定期間、②公社債利回り及び全産業自己資本利益率の平均期間、③他人資本報酬率の算定方法が主な論点となる。



公社債：国債、地方債等

β：事業者の事業経営リスク（市場全体の株価が1%上昇するときの当該事業者の株価の平均上昇率）

- 事業報酬率は、料金算定規則において、**自己資本報酬率**と**他人資本報酬率**を加重平均して算定することとされており、料金審査要領において、それぞれの報酬率の算定方法が示されている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（事業報酬の算定）

第四条

5 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した**自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率**とする。

- 一 **自己資本報酬率** 全てのみなし小売電気事業者たる法人(当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。)を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率(全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率)を基に算定した率
- 二 **他人資本報酬率** 全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第2章「原価等の算定」に関する審査

第3節 事業報酬

算定規則第4条の規定に基づいて申請事業者が算定した事業報酬については、第1節の基本的考え方を踏まえ、以下の観点から、その適正性を審査することとする。

1. レートベース

2. 報酬率

算定規則第4条第5項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

(1) 自己資本報酬率

公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」につき、**その率が事業者の経営状況を判断するに適切な期間の平均値**を用いるものとする。

自己資本報酬率の設定に当たっては、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないよう、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。

具体的には、全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下この2.において「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率（以下「公社債利回り実績率」という。）を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値のみなし小売電気事業者の経営状況を判断するに適切な期間の値を平均した値とする（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績率を下回る場合には公社債利回り実績率とする。）。

自己資本報酬率 = (1 - β) × 公社債利回り実績率 + β × 全産業自己資本利益率

β値：みなし小売電気事業者たる法人の事業経営リスク、市場全体の株式価格が1%上昇するときのみなし小売電気事業者たる法人の株式の平均上昇率

β値 = みなし小売電気事業者たる法人の収益率と株式市場の収益率との共分散 / 株式市場の収益率の分散

(2) 他人資本報酬率

当面は**直近1年間の有価証券報告書上公表されている各みなし小売電気事業者たる法人の有利子負債利子率**を用いるものとする。

各事業者の事業報酬率の算定方法及び算定結果

- 各事業者の事業報酬率の算定方法及び算定結果は、以下のとおり。
- 各事業者により、β値の算定期間や、公社債利回り及び全産業自己資本利益率の平均期間が異なっている。

	東北	北陸	中国	四国	沖縄
(A)自己資本報酬率					
(ア)公社債利回り平均値 平均期間*	0.19% 7年 (14~20年度)	0.17% 7年 (14~20年度)	0.08% 5年 (16~20年度)	0.18% 7年 (14~20年度)	0.18% 7年 (14~20年度)
(イ)全産業自己資本利益率 平均期間*	9.49% 7年 (14~20年度)	9.49% 7年 (14~20年度)	9.52% 5年 (16~20年度)	9.49% 7年 (14~20年度)	9.49% 7年 (14~20年度)
β値 算定期間	0.81 7年 (14~20年度)	0.81 10年 (12.10.~22.10.)	0.76 5年 (16~20年度)	0.78 2年 (19.2.~21.2.)	0.79 7年 (14~20年度)
(ア)×(1-β)+(イ)×β	7.72%	7.72%	7.26%	7.44%	7.53%
× 30% +					
(B)他人資本報酬率	0.66%	0.66%	0.66%	0.66%	0.65%
× 70% ↓					
事業報酬率	2.8%	2.8%	2.6%	2.7%	2.7%

※実際には各年度で「(ア)×(1-β)+(イ)×β」を算定した結果を平均し、自己資本報酬率を算定する。

(注) 各事業者とも、端数処理の関係で同じ算定期間でも若干の差異が生じている。

料金算定規則及び料金審査要領における規定

- 修繕費は、固定資産の通常の機能を維持するため、損傷部分の補修や点検等に要する費用であり、実績値等を基に算定することとなっている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

第二章 認可料金の算定

第一節 原価等の算定

（営業費の算定）

第三条

- 1 (略)
- 2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

四 修繕費 普通修繕費及び取替修繕費の合計額であって、実績値及び供給計画等を基に算定した額

※普通修繕費：「取替修繕費」に整理されるもの以外を設備ごとに整理する。雑給、消耗品費、伐採補償料等の補償費、委託費及び諸費（雑損を除く）で修繕のためのもの及び借入資産に関するものを含む。（例：保安規程に基づく定期点検、発電機のオーバーホールなど）

※【参考】取替修繕費：取替資産の取替に要する費用を設備ごとに整理する。（例：高圧電線張替、計器工事（スマートメーター含む）、開閉器取替（太陽光対策含むなど））

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第2節 営業費

3. 修繕費については、事業者各社一律に設定するのではなく、申請事業者ごとに、過去実績を基にした基準（帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率等）等をメルクマールとして設定する。その際、修繕費率の算定期間は一定の長期間とすることとし、直近5年間を基本とする。査定時においては、効率化努力と併せて、今後想定される投資の増加に対する申請事業者の取組を個別に考慮する。なお、災害復旧修繕費については、直近10年間から年間の災害復旧修繕費が最大の年及び最小の年を除いた8年間の実績平均値と比較しつつ査定を行う。その際、1件1億円未満の災害復旧修繕費については、原価への算入を認めない。

修繕費に係る主な論点

- 需要想定・供給力と整合的な修繕計画になっているか。それぞれの修繕は、電気事業の運営にとって真に不可欠であり、かつ、経済的な合理性があるものか。また、修繕の実施時期は適正か。
- メルクマールの算定期間を直近5年間（2017～21年度）としていない事業者がいるところ、その算定期間の設定は妥当か。
- 料金審査要領に則って、料金原価に算入された修繕費がメルクマールの範囲内であるか。仮に、メルクマールの水準を超過している場合、その理由は適正か。
- 災害復旧修繕費について、料金審査要領に則り、直近10年間から、年間の災害復旧修繕費が最大の年及び最小の年を除いた8年間の実績平均値となっているか。

料金算定規則における規定

- その他経費は、料金算定規則において、実績値等を基に算定することとなっている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（営業費の算定）

第三条（略）

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、（中略）それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一・二（略）

三 使用済燃料再処理等抛出金発電費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産除却費、原子力発電施設解体費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費及び社債発行費 実績値及び供給計画等を基に算定した額

四～八（略）

九 建設分担関連費振替額（貸方）及び附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方） 実績値及び供給計画等を基に算定した額

十 株式交付費償却及び社債発行費償却 交付費及び発行費を三年間均等償却するものとして算定した額

十一（略）

その他経費に係る主な論点

【共通】

- 廃棄物処理費及び貸倒損は、実績値等を基に算定することとなっているが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。

【廃棄物処理費】

- 中国電力は、2021年度の灰発生率をベースとし、2022年度上期の実績及び2023年度の灰発生率の増加見込みを加算して、灰処理費を算定しているが、これをどのように考えるか。

【貸倒損】

- 一時的な特例措置により未回収の電気料金等の売上債権が増加し、貸倒引当金の増額等が必要となる場合が考えられるが、このような一時的な特例措置に伴う費用を料金原価に算入することについて、どのように考えるか。

料金算定規則における規定

- 公租公課については、以下に掲げる料金算定規則に従い、算定することとなっている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（営業費の算定）

第三条 事業者は、営業費として、（中略）水利使用料、（中略）固定資産税、雑税、（中略）事業税、（中略）法人税等（中略）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～四 （略）

五 水利使用料 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）に定めるところにより算定した流水占用料等の額

六 （略）

七 固定資産税、雑税（中略）及び事業税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（中略）その他の税に関する法律に定めるところにより算定した額

八～十 （略）

十一 法人税等 発行済株式（自己株式を除く。）の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）に定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法、地方法人税法及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）により算定した額

公租公課に係る主な論点

- 料金算定規則や各税法等に基づき、適切に算定されているか。
- 法人税等は、過去の査定方針において、「一株当たりの配当金額を9電力会社で最も低い50円として算定した額を計上することは妥当である」としていたが、昨今の状況を踏まえ「一株当たりの配当金額」はどうあるべきか（論点①）。また、株式分割により、「発行済株式の数」が増加している事業者もいるが、これもどうあるべきか（論点②）。

(注) 料金原価上の法人税等は、当該法人税等を支払った後、配当金相当が税引後利益として残ることを想定しているものであり、実際に支払われる法人税等とは異なるものである。

法人税等

=

配当所要利益

×

実効税率 (%)

論点②：株式分割による発行済株式の数の増加は考慮すべきか

発行済株式の数

×

一株当たりの配当金額 (円)

論点①：一株当たりの配当金額として50円は妥当か

(1 - 実効税率 (%))

料金算定規則及び料金審査要領における規定（※他社販売電源料を除く）

- 控除収益については、以下に掲げる料金算定規則及び料金審査要領に従い、算定及び審査を行うこととなっている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（控除収益の算定）

第五条 事業者は、控除収益として、（中略）託送収益（接続供給託送収益を除く。以下同じ。）、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 （略）

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第4節 控除収益項目

算定規則第5条の規定に基づいて申請事業者が算定した控除収益項目については、契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものにあつては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする。

控除収益に係る主な論点

- 契約又は法令等に基づき、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益等は適切に算定されているか。
- なお、東北電力から、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益について、現行の託送料金に基づいて申請しており、新たな託送料金が認可される場合には、他社と同様の算定を行う旨の報告を受けており、事業者の報告のとおり、料金原価に補正を求めることとする。

【参考】過去の査定方針（H26・中部電力）

（23）電気事業雑収益

延滞利息に係る算定において、過去の入金データに制約があることから、過去1ヶ月分のデータのみで早収料金に対する延滞利息率を算定しているが、その後のデータが入手できたことから、当該データも踏まえて再算定して不足部分について料金原価から減額する。

償却電気料取立益及び工事補償金受入差益に係る算定において、特殊要因を除き、過去3ヶ年実績を踏まえて再算定して不足部分について料金原価から減額する。

変圧器リサイクルセンター有価物売却に係る算定において、有価物の単位当たり売却単価や変圧器1台当たりから発生する有価物の重量を、最新の諸元で見直した値で再算定して不足部分について料金原価から減額する。

LNG冷熱費に係る算定において、中部電力の電気料金単価を算定の諸元に用いているが、料金改定後の電気料金単価で再算定して不足部分について料金原価から減額する。

接続検討料に係る算定において、至近実績を踏まえて再算定して不足部分について料金原価から減額する。

鉄塔貸付料に係る算定において、最新の諸元で見直した貸付料で再算定して不足部分について料金原価から減額する。

罹災保険金受入差益に係る算定において、過去3ヶ年実績を踏まえて再算定して不足部分について料金原価から減額する。

（24）預金利息

過去実績等に基づいて適正に算定されていることを確認した。